

月額最大5万円



自宅からの通学費を貸与します

妙高市定住促進通学費貸与制度

対象者： 次の①～③の要件を全て満たす方

①市内に居住する30歳未満の方

②上越地域外の大学、大学院、短期大学、高等専門学校（専攻科を含む。）または専修学校（専門課程に限る。）に在学する方

③公共交通機関を利用して通学する方

貸与額： 通学に要する定期券購入費の合計額（上限5万円/月）

貸与期間： 在学する学校の最短修業年限（4年制大学であれば4年間）

返還方法： 貸付を終了した月（卒業や退学、辞退等含む）の翌月から6か月経過後、4年以上8年以内の期間で返還

返還免除： 返還期間中に市内に住所を有しながら職場へ通勤する場合は、返還額の2/3に相当する額の返還を免除

お申込み方法

連帯保証人と連署した「妙高市定住促進通学費貸与申請書」に次の資料を添えて、申込み先へ申請してください。

①在学証明書、または大学の入学が決定していることを証する書面の写し

②住民票の写し

③購入した通学定期券の写し

妙高が好き！ 妙高に残りたい！！

そんなあなたのための制度です

《お申込み・お問い合わせ》

高市役所 地域共生課 移住定住推進係

電話0255-74-0064



手続きの流れ

